

移動等円滑化取組計画書

佐市交第51号
令和4年6月30日

住 所 佐賀県佐賀市愛敬町4番23号

事業者名 佐賀市交通局
代表者名（役職名及び氏名） 佐賀市自動車運送事業管理者
志 満 篤 典

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項

・当交通局が保有する乗合バス車両においては、令和3年度末時点のノンステップバス導入率は、適用除外車両である空港リムジンバス5台を除くと100%になっている。今後も通常の路線バスの更新については、ノンステップを導入し、ノンステップバス導入率100%を維持する（適用除外車両を除く）。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

①交通系ICカードを平成29年2月に導入し、IC乗継割引（平成29年10月）やIC定期券（平成30年3月）、中高生フリーIC定期券の商品化（平成30年4月）などを実施している。今後も、ICカードの特性を活かしたサービスの充実化を図る。
②令和4年8月に、路線バス10台にデジタルサイネージを設置する予定である。サイネージを活用し、利用者へバス運行状況（年末年始の特別ダイヤでの運行など）や行政情報の提供に努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ 中型ノンステップバス（新車）を、毎年度3台ずつ導入する。 (令和4～6年度)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン 役務編」の周知徹底	・国土交通省が策定している「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン 役務編」について、関係部署において周知徹底を図り、適切な役務の提供を継続する。(令和4年度～)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの利用方法の周知	・NPO法人が作成した「ノンステップバスの乗り方ガイド」(佐賀市交通局監修)を窓口等で配布し、車椅子利用者が抵抗なくバスを利用できることを周知する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスの乗り方教室の実施	・老人クラブや地域の自治会等、主に高齢者を対象とした乗り方教室を引き続き各年度2回実施する。(令和4～6年度)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・職員研修を毎年度実施し、車椅子利用者を初めとしたバス利用者への接客接遇の向上に努める。(令和4～6年度)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での啓発活動の実施	利用者に対し、優先席の適正利用に関して、路線バス車内での音声放送等での周知を実施している。今後も継続的に実施し、当該施設等の円滑利用の広報活動の継続に努める。(令和4年度～)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・バス停留所に上屋を各年度3基ずつ整備する。(令和4～6年度)
- ・バス停留所の再点検を実施し、障害物や縁石を一部取り除くなど利用環境の整備に取り組む。
- ・佐賀駅バスセンター等でのバスロケーションシステムを活用したデジタルサイネージの充実化を引き続き図る。
- ・メールや電話等で寄せられる意見を、必要に応じて、交通局施設内の掲示板に貼り出し職員全体での情報の共有化を図りサービス等の改善に努める。
- ・総務課をバリアフリーの主管課とし、交通局としての推進体制を構築する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

佐賀市交通局のホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当交通局の経営計画に位置づけられている。

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。